

【 つかぐち病院をご利用のみなさまへ 】

○病院の概要

当院は医療法 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床・医療法 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床です。

認可番号	3027071
病院名称	つかぐち病院
開設者	医療法人 社団 兼誠会
開設管理者	杉安 保宣
許可病床数	一般病棟 32 床 ・ 医療療養病棟 120 床 計 152 床
病棟機能	3 階病棟：60 床（医療療養型病床） 4 階病棟：60 床（地域包括ケア病床） 5 階病棟：10 床（一般病床）・22 床（地域包括ケア病床）

○届出を行なっている加算などの名称

急性期一般入院料 6	在宅時医学総合管理料
C T 撮影及び M R I 撮影	薬剤管理指導料
療養環境加算	画像診断管理加算 2
地域包括ケア入院医療管理料 1	診療録管理体制加算 2
在宅療養支援病院	検体検査管理加算（Ⅱ）
看護職員配置加算	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
データ提出加算 2 ・ 4 □	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
入退院支援加算 1	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
療養病棟入院基本料 1	入院時食事療養 1
療養病棟療養環境加算 1	認知症ケア加算 3
夜間看護加算	看護職員夜間配置加算
感染対策向上加算 2	せん妄ハイリスク患者ケア加算
連携強化加算	地域包括ケア病棟入院料 1
サーベイランス強化加算	
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 16 に規定する手術（胃瘻造設術）	

○入院時の食事について

入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行なっており、食事の提供に際しては管理栄養士の指導の下に適時（夕食時は午後 6 時以降）・適温の給食を実施しております。
また、医師及び管理栄養士を中心とした多職種による委員会を設置して患者様の栄養管理と評価を適切に実施しております。

○室料の特別徴収について

ご希望により個室をご利用の場合は、下記の料金がかかります。

■ 1 人部屋・・・1 日につき 5, 500 円（税込）

（313, 314, 315, 316, 413, 414, 415, 416, 508, 509, 510, 511 号室に設定）

※利用状況により希望に添えない場合があります。

※医師の判断により、療養上必要と認められる場合には同意の上で個室利用をお願いする場合がありますが、

室料の特別徴収はございません。

○当院の看護基準について

平成 1 8 年 3 月 6 日付 厚生労働省告示第 1 0 7 号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」により、当院の看護師配置状況を次のようにお知らせいたします。

（3 階病棟：療養病棟入院基本料 1 60 床）

当病床では 1 日に 9 人以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

0 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0	看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 12 人以内です
1 6 : 3 0 ~ 0 : 0 0	看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 15 人以内です
0 0 : 0 0 ~ 0 8 : 3 0	看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 15 人以内です

（4 階病棟：地域包括ケア病棟入院料 1 60 床）

当病床では 1 日に 14 人以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

0 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0	看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 6 人以内です
1 6 : 3 0 ~ 0 : 0 0	看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 15 人以内です
0 0 : 0 0 ~ 0 8 : 3 0	看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 15 人以内です

（5 階病棟：急性期一般入院料 5 10 床 ・ 地域包括ケア入院医療管理料 1 22 床 ）

当病床では 1 日に 10 人以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

0 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0	看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 4 人以内です
1 6 : 3 0 ~ 0 : 0 0	看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 16 人以内です
0 0 : 0 0 ~ 0 8 : 3 0	看護職員 1 人あたりの受持ち患者数は 16 人以内です

※各病棟とも、法により患者様ご負担による付き添い看護等は行なっておりません。